

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の供用開始	(道路維持課)	三七 ^{ページ}
大垣都市計画下水道事業の変更認可	(下水道課)	三八
保安林の指定	(飛騨農林事務所)	三八
監査委員告示		
定期監査の結果及び平成二十一年度定期監査の結果	(監査委員)	三八
財政的援助団体等監査の結果	(同)	四三
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	四五
岐阜県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)策定に関する公聴会の開催	(地球環境課)	四五

告 示

岐阜県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月十九日から二週間岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	瑞浪線	恵那市明智町字藤ノ木二二三番四地先から 同 市同 町字大柳六〇番一 地先まで	二五・〇	平成 三・一・一九	平成 一五・九・五
	上矢作線	同 市同 町字法明一四八五番一 地先まで	一〇〇・〇		

第 二 千 百 十 五 号
平成二十二年一月十九日

(火曜日)

岐阜県告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

大垣市

二 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年三月二十七日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

飛騨市神岡町西茂住字横平山三七七の二〇、三七七の二一

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成二十一年十月二十一日から同年十二月二十五日までに執行した定期監査の結果及び平成二十一年度定期監査結果は、次のとおりである。

平成二十二年一月十九日

岐阜県監査委員	野村保夫
岐阜県監査委員	足立勝利
岐阜県監査委員	帆立信一
岐阜県監査委員	水谷雄二
岐阜県監査委員	神戸正雄

第1 監査実施機関数

知事官轄	監査実施機関数		監査結果件数	
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項

総務部	3					
総合企画部						
環境生活部						
健康福祉部	2	1		2	1	1
商工労働部						
農政部	6		2	3		3
林政部						
県土整備部	10	2	7	32	2	30
都市建設部	5		1	1		1
ぎふ清流国体推進局						
振興局	2					
教育委員会						
警察本部						
その他	2					
合計	30	3	10	38	3	35

(注) 監査結果の区分については、次のとおりです。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

第2 監査結果

平成21年10月21日から12月25日までに実施した現地機関に関する監査結果です。

すべての監査結果について、監査対象機関に対し指摘又は指導を行い、是正、改善又は必要な検討を求めました。

なお、印が付してある機関は、監査法人と共同して予備監査を実施した機関です。

1 総務部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項

岐阜県税務所	平成21年11月11日	なし	なし
西濃県税務所	平成21年10月30日	なし	なし
中濃県税務所	平成21年11月3日	なし	なし

2 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
食肉衛生検査所	平成21年12月25日	1件 時間外勤務手当の過大支給	1件
身体障害者更生相談所	平成21年12月25日	なし	なし

3 農政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
中濃農林事務所	平成21年11月13日	なし	なし
恵那農林事務所	平成21年10月23日	なし	2件
飛騨農林事務所	平成21年10月23日	なし	1件
中濃地域中濃農業改良普及センター	平成21年11月13日	なし	なし
東濃地域農業改良普及センター	平成21年10月23日	なし	なし
飛騨地域農業改良普及センター	平成21年10月23日	なし	なし

4 県土整備部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜土木事務所	平成21年11月11日	なし	5件
大垣土木事務所	平成21年11月5日	1件 道路占用料の徴収不足	5件
揖斐土木事務所	平成21年11月6日	なし	2件

美濃土木事務所	平成21年10月26日	なし		6件
郡上土木事務所	平成21年11月4日	なし		3件
可茂土木事務所	平成21年11月9日	1件	県有自動車の廃止に伴う自動車重量税還付金等の未請求	3件
多治見土木事務所	平成21年10月21日	なし		1件
恵那土木事務所	平成21年10月22日	なし		3件
下呂土木事務所	平成21年10月22日	なし		2件
長良川上流河川開発工事事務所	平成21年11月4日	なし		なし

5 都市建設部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	平成21年11月11日	なし	1件
岐阜建築事務所	平成21年11月11日	なし	なし
西濃建築事務所	平成21年11月5日	なし	なし
中濃建築事務所	平成21年11月9日	なし	なし
東濃建築事務所	平成21年10月21日	なし	なし

6 振興局

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
西濃振興局	平成21年10月30日	なし	なし
西濃振興局揖斐事務所	平成21年11月6日	なし	なし

7 その他

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項

選挙管理委員会西濃地方事務局	平成21年10月30日	なし		なし
選挙管理委員会揖斐地方事務局	平成21年11月6日	なし		なし

第3 平成21年度定期監査結果

地方自治法第199条第4項に基づき、本庁及び現地の全369機関に対し定期監査を実施しました。

監査の結果、122機関において、40件の指摘事項、150件の指導事項及び2件の本課検討事項が認められたので、是正、改善等の措置を講じるよう求めました。

1 監査期間

平成21年6月1日から同年12月25日まで

2 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討	
知事直轄	6	3	3		3	
総務部	17	2	2		2	
総合企画部	21	2	6	9	2	7
環境生活部	9	2		2	2	
健康福祉部	39	5	11	30	7	22
商工労働部	12		3	3		3
農政部	38	3	8	23	3	20
林政部	5		1	1		1
県土整備部	22	4	11	42	4	38
都市建設部	15	1	1	3	2	1
さろ清流国体推進局	3					
振興局	8	1	2	3	1	2
教育委員会	104	17	15	45	17	27

警 察 本 部	56	1	21	24	1	23	
そ の 他	14	1	1	2	1	1	
合 計	369	37	85	192	40	150	2

監査結果の分野別件数は次のとおりです。

指摘事項	指導事項	主な監査結果		
収入関係	17	31	現金の保管管理が不適正なもの 調定が遅延しているもの	12件 9件
支出関係	10	26	履行確認の検査が不適正なもの 建設工事の監督事務が不適正なもの	11件 7件
契約関係	1	28	建設工事等の契約情報が未公表又は遅延しているもの 契約書の記載が誤っているもの	20件 6件
財産関係	9	22	財産及び物品の管理が不適正なもの 貸付金に係る台帳の管理が不適正なもの	16件 9件
その他	3	43	職員による交通事故で県に損害を与えたもの 道路等の管理瑕疵による事故で県に損害を与えたもの	25件 10件

(注) 監査結果が複数の項目に係る場合は、主な内容が属する項目で計上して
います。

3 重点監査項目
特に重点的に調査点検すべき項目として6項目を設定し、該当機関において監査を
行いました。
監査の観点及び主な監査結果は次のとおりです。

重点監査項目	対象機関数	指摘事項	指導事項
県が交付する補助金等の検証	94	0	1
債権の保全・管理事務の検証	71	8	12
県執行事務費の検証	356	6	6

類似機関における横断的検証	63	8	1
建設工事の契約変更・監督に関する事務の 検証	26	0	27
現金取扱事務の検証	148	2	11
合 計		24	58

(注) 指摘事項及び指導事項の件数は、上記「監査結果件数」の内数です。

(1) 県が交付する補助金等の検証

(監査の観点)
国庫補助金に係る事務費の取扱いに関する会計検査院の指摘及び平成20年度財
政的援助団体等監査において判明した補助金の過大支給事案を踏まえ、県が交付
する補助金等のうち、交付額が多額なもの、継続的に交付しているもの、事務費
が補助対象となっていないもの等を中心に検証した。
(監査結果)
・ 県が市町村に交付した補助金について、交付決定額の20%を超える減額変更
が生じているにもかかわらず、知事の承認を受けることなく事業を実施してい
る市町村があった。

(2) 債権の保全・管理事務の検証

(監査の観点)
危機的な県財政の状況にあって、収入未済の抑制、不良債権化の防止等債権の
保全・管理の重要性が高まっていることから、債権の保全・管理事務について検
証した。
(主な監査結果)
・ 32の貸付金のうち13の貸付金について、償還済みの債権を二重に除外したこ
と、市に譲渡した債権及び延滞額を含めていたこと等により、前年度未現在高
が誤っていた。
・ 貸付金及び使用料の収入事務において、条例等に基づく延滞利息及び延滞金
の徴収手続を行っていないかった。

(3) 県執行事務費の検証

(監査の観点)
国庫補助金に係る事務費の取扱いに関する会計検査院の指摘を踏まえ、県が執
行する事務費(需用費(消耗品費、印刷製本費)、旅費及び賃金)について、事

業目的と支出科目の整合性、翌年度納入、前年度納入、カラ出張、カラ雇用の有無等を検証した。

(主な監査結果)

- 旅費及び賞金の支出事務において、一般会計の業務に従事していた職員の旅費及び一般会計の業務にも従事していた日雇用職員の賞金を特別会計から支出していた。
- 会計検査院の指摘を踏まえ、納品書の徴収、日雇用職員の出役票様式の改正等再発防止策を講じているが、これらについての取組が不十分な機関があった。

(4) 類似機関における横断的検証

(監査の観点)

経済性、効率性等のいわゆる経営的な視点からの監査を一層強化するため、横断的に類似機関の執行状況等を比較検証した。

(主な監査結果)

- 高等学校における行政財産の目的外使用に係る事務について横断的に検証したところ、複数の機関において算定基準の誤りによる使用料の過大徴収、管理費の未徴収等があった。

(5) 建設工事の契約変更・監督に関する事務の検証

(監査の観点)

工事監査において従来から実施してきた「建設工事の契約変更に関する事務」の検証に加え、「建設工事の監督に関する事務」について、変更内容の妥当性、施工体制点検の確実性等を検証した。

(主な監査結果)

- 建設工事及び建設工事に係る測量設計等業務の契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき契約情報の公表を行っているにもかかわらず公表が著しく遅延していたものが、26機関(211件)のうち20機関(57件)で認められた。
- 建設工事の監督事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び県が定めた工事現場における施工体制点検マニュアルでは、技術者の設置、下請負の状況等の点検を行うこととされているが、20機関(82件)のうち7機関(19件)で行っていないかった。

(6) 現金取扱事務の検証

(監査の観点)

現金取扱事務については、不正等のリスクが高い事務であることから、現金の受領及び保管に係る内部統制状況等について検証した。

(主な監査結果)

- 高等学校において、現金で授業料、PTA会費等の学校諸費を受領したにもかかわらず、現金出納簿への記載及び金融機関への払込みを行わず、金庫に保管したままとなっていた。
- 高等学校授業料の収入事務において、岐阜県会計規則取扱要領に定められた領収証書を交付すべきところ、市販の領収証書を交付していたものの、収納した日に行うべき金融機関への払込みが遅延しているもの等があった。

4 定期監査における意見、要望事項等

定期監査において、監査対象機関に対して意見、要望等を行いました。

主な意見、要望等は次のとおりです。

(1) 県財政に対する意見、要望等

県財政について、行財政改革等に関する意見及び要望を行った。

- 財政状況悪化の反省に立った行財政改革の着実な実施について
- 自動車税の徴収確保対策のより一層の推進について

県財政について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- 今後の社会保障関係経費、公債費等の推移の見通しについて
- 健全化判断比率の算定における各種基礎数値の検証体制について

(2) 事務事業のあり方に対する意見、要望等

県が実施する各種事務事業について、実施の是非やあり方等に関する意見及び要望を行った。

- 県庁舎のセキュリティの向上について
- 中山間地域の過疎化、少子高齢化等を踏まえた消防団員確保対策の見直しについて
- 県が所有する株券に係る株主優待の有効活用について
- 県税の特別徴収に係る協力報償金等の見直しについて
- 情報科学芸術大学院大学及び国際情報科学芸術アカデミーと地域産業等の連携について
- 国際たぐみアカデミーの定員確保について

各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- 日本まんなか共和国文化首都開催事業、円空大賞開催事業及びオリベ創製

老こり養成塾支援 事業費補助金	社団法人岐阜 県森林施業協 会	なし	なし
岐阜県市町村振興 補助金	高山市	なし	なし

このうち、主な監査結果は次のとおりです。

実施団体名	内	容
社会福祉法人暖家	岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金において、補助金29,906,743円の交付を受けているが、補助金額の算定根拠となる事務費本人徴収額を誤った補助金精算書を県に提出していた。その結果、補助金135,900円が過大支給となっていたので、今後は適正に処理されたい。	

また、監査対象とした補助金等を所管する機関に対して、次のとおり指導等を行い、是正、改善又は検討を求めました。

実施 年月日	機 関 名	補助金等交付団体名	監査結果
平成21年 12月25日	高齢福祉課 高齢福祉課	社会福祉法人暖家 社会福祉法人淡墨会	指摘 補助金の過大交付 指摘 補助金の過大交付

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十一日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心泉会
- 三 代 表 者 の 氏 名 仲村 正巳
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原興亜町四丁目四番地の一
- 五 定款に記載された目的 この特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、利用者の意向を尊重して、多様なサービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）策定に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十三号）第一条第一項の規定により公示する。

平成二十二年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

日 時	場 所	案 件
平成二十二年二月 十日（水）午後二 時	岐阜市数田南五丁目一四番三号 岐阜県シンクタンク庁舎五 会議室	岐阜県特定鳥獣保護管理計 画（イノシシ 第一期）の 策定について

平成二十二年一月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県文芸社